

塗装システムの認定試験及びクロスオーバー試験の 試験報告書の標準書式例に関する事項

改正規則

事業所承認規則

改正事項

塗装システムの認定試験及びクロスオーバー試験の試験報告書の標準書式例に関する事項

改正理由

IACS は、IMO 塗装性能基準（決議 MSC.215(82)）による塗装システムの認定試験を行う事業所について、適切な審査に基づき承認を行うこととし、その要件を統一規則 Z17 中に定めている。

従来、塗装システムの認定試験及びクロスオーバー試験の試験報告書について特に書式を定めていなかったが、試験機関間の報告書の内容及び様式のばらつきを小さくするために、標準書式例（Rec.101 及び Rec.102）を作成し、これを参照するよう統一規則 Z17 を改正し、2008 年 6 月に統一規則 Z17(Rev.8)として採択した。

今般、IACS 統一規則 Z17(Rev.8)、Rec.101 及び Rec.102 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

塗装システムの認定試験及びクロスオーバー試験の試験報告書の標準書式例を加えた。